

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335



花いっぱい運動コンクールのお知らせ 第27回花いっぱいビューティ 軽米推進コンクール



花の美しさは、心にやすらぎを与え、豊かな人間形成に大きな役割を果たしています。花づくりを通じて、「花と緑に包まれた町」を町民総参加のもとで創造しながら、ふれあいと思いやりのある地域づくりの輪を広げるため、生涯学習実践運動の一環として、地域、団体、学校、職場、家庭などを対象に花いっぱい運動コンクールを実施いたします。

皆さん、奮って参加くださるようご案内いたします。

○主催 軽米町

○募集対象部門

- ①地域花壇の部 町内会、老人クラブ、子ども会など
- ②学校花壇の部 幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校
- ③家庭花壇の部 各家庭で栽培、管理している花壇など
- ④企業花壇の部 各企業・事業所で管理している花壇など

【問い合わせ先】 町民生活課
町民生活グループ (☎46-4734)
FAX 46-4242

○対象面積

花壇は花木を含め、おおむね10㎡(3坪)以上であること。ただし、花壇を作る場所のないところは、沿道及びフラワーボックスでも可能とします。

○応募方法

申込書に必要な事項を記入のうえ、**6月30日(火)までに役場町民生活課まで提出してください。**(申込書は町民生活課にご請求ください。)

※写真資料などの提出は必要ありません。

○審査

町で委嘱した審査員により、部門別に現地審査(8月中旬に実施予定)を行い、入賞者及び表彰団体を決定します。

○表彰

入賞者などには、賞状と副賞を贈呈します。表彰式の日程については、後日改めてお知らせします。

平成27年度 児童手当現況届の提出をお願いします

『児童手当現況届』は、受給者(親御さん)の今年度の所得や、6月1日現在の年金加入状況や児童の養育状況などを確認し、本年6月分以降の受給資格を判定する大切な届出です。

現況届の提出が必要な方には、6月初めに用紙を送付します。受付期間内に必ず提出くださるようお願いいたします。

6月末までに届出がない場合、6月分(10月振込)以降の児童手当が受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

ご不明な点は、健康福祉課までお問い合わせください。

■受付期間 6月1日(月)～6月30日(火)

■受付場所 ○健康福祉課(健康ふれあいセンター内)
○小軽米出張所 ○晴山出張所

【問い合わせ先】健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)

総合戦略策定に係る アンケート調査を実施します

町では、軽米町総合戦略の策定を予定しております。

軽米町総合戦略は、町の将来を展望した人口ビジョンや5ヵ年の具体的な施策などの計画をまとめるものです。

その計画策定にあたり、広く皆様の声を反映させるため、アンケート調査を実施しますので、お手元に届いた際は回答にご協力をお願いいたします。

《調査対象者の選定》

住民基本台帳(平成27年5月末現在)より、満20歳以上の1000人を無作為抽出とします。

《調査の期日》6月中旬～7月上旬

《調査の方法》調査用紙と返信用封筒を同封のうえ、直接対象者宛に郵送します。

《用紙の回収》同封の返信用封筒に入れて投函ください。

【問い合わせ先】総務課
企画グループ(☎46-2111)

第36回 町民文化祭 「さつき・盆栽展」を開催

町内のさつき・盆栽の愛好家で作る「緑樹会」の皆さんが丹精こめて育てているさつきなどの展示会を開催します。見事な作品をこの機会にぜひご覧ください。

■日時 6月13日(土) 9:00～17:00

14日(日) 9:00～16:00

■会場 軽米中央公民館1階ホール

どちらも入場無料です。お気軽にご来場ください。

「町民書道展」を開催

軽米町文化協会書道クラブ会員や書道教室に参加している皆さんの作品を展示します。

■日時 6月13日(土) 9:00～17:00

14日(日) 9:00～16:00

■会場 町立図書館となりの蔵

平成27年度「ご近所支え合い活動助成金」の第2次募集について

岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターでは、「ご近所支え合い活動助成金」の募集を行っています。

「ご近所支え合い活動助成金」とは、県民が共に助け合い支え合う活動を支援し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するための助成制度です。

【助成対象事業】市町村単位もしくは市町村の一部で行う、次のいずれかの活動。

- (1) 高齢者が主体となって行う事業
- (2) 高齢者などをサービスの対象とした支え合い活動

【助成期間】助成期間は単年度。ただし、継続して助成することにより事業の効果が高まると認められる場合は、3年を限度として助成。

【助成額】5万円以上～30万円以下

【助成対象者】県内に住所または活動の本拠がある団体または法人。

【事業採択条件】①県内に住所または活動の本拠があること

②他の助成制度の助成を受けていないこと

③営利を目的としていないこと

④第三者に資金交付することを目的としないこと

⑤事業活動内容に社会貢献性が認められること

⑥過去に同一事業で本助成金を受けていないこと

⑦事業の主たる部分を外部委託していないこと

⑧助成対象経費が適正であること

【助成対象経費】事業を実施するために直接必要とする経費

・謝金 ・旅費 ・食糧費（茶菓代500円が上限）・印刷製本費 ・使用料 など

【締切日】6月30日（火）必着

【事業の選定】提出された計画書を外部委員による審査会で書類審査し、実施事業を選定します。

【問い合わせ・申請書類提出先】岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター
盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ6階
(☎019-606-1774) FAX: 019-606-1765

高齢者教室「寿大学」第3回講座のお知らせ グラウンドゴルフで体を動かそう！

日時：6月16日（火）10:00～11:30

会場：ハートフルスポーツランド多目的広場

講師：軽米町グラウンドゴルフ協会

服装：動きやすい服

持ち物：飲み物、タオル

その他：役場前から会場までの送迎バスがあります。送迎バスご利用の方は、9:30までに役場前にご集合ください。

自家用車の方は、直接会場へお越しください。雨天時は、町民体育館でニュースポーツを行いますので、上履きをご持参ください。

【問い合わせ先】教育委員会事務局
生涯学習グループ（☎46-4744）

戦没者などのご遺族の皆様へ 第十回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、国として改めて弔慰の意を表すため戦没者などのご遺族に対し特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。今回の支給は、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとなります。

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

〔戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。〕

④上記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

〔戦没者などの死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。〕

●請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先・請求窓口】
町民生活課（☎46-4734）

総務省からののお知らせ



デンパ君

6月1日から10日は

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は、ルールを守って正しく使いましょう。

【電波の混信・妨害についての問い合わせ先】
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23
総務省東北総合通信局相談窓口
(☎022-221-0641)
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

軽米町東日本大震災被災者支援活動事業費補助金

【問い合わせ先】総務課
企画グループ（☎46-2111）

東日本大震災被災者支援活動を応援します

町では、東日本大震災の被災者の復興支援を目的として、町民などが自主的に行う活動に対して補助金を交付します。

【補助金の交付対象者】

被災者や、被災地の復興支援を行う次に掲げる団体など
とします。

- ①町内に住所を有する者が半数以上で構成する団体またはグループ（町内で主たる活動を行う方に限る。）
- ②町内に事業所を有する法人または事業主

【補助金の額等】

補助金の額は、1補助対象者につき年1回50万円を限度とし、1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額とします。

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は次のとおりです。

- ①被災地の復旧や復興支援を目的とする事業
- ②被災者の心身のケアを目的とする事業
- ③被災者との交流を目的とする事業
- ④その他の事業で町長が特に必要と認める事業

※ただし、次に該当する事業や経費は対象としません。

《事業》

- ①営利活動、政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ②国、県その他関係機関からの助成を受けている事業
- ③個人に対する現金支給その他の給付を目的とする事業
- ④宿泊のみまたは宿泊を主たる目的とする事業
- ⑤その他町長が適当でないと認める事業

《経費》

- ①補助対象者の経常的な運営に係る経費
- ②報償費や人件費（講師等の謝礼金を除く）
- ③補助対象者に対する日当
- ④補助対象者の飲食に係る経費
- ⑤備品購入費
- ⑥その他町長が適当でないと認める経費

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類とともに役場総務課企画グループに実施予定日の4週間前までに提出して下さい。

申請書は役場総務課に用意してあります。また、様式をホームページからダウンロードすることもできます。

「住まいの復興給付金」 申請相談会のお知らせ

「住まいの復興給付金」の対象になるのか、申請に必要な書類は何か、申請書の記入方法がわからない、申請書を記入したので確認してほしいなど、「住まいの復興給付金」に係るお悩みやご相談などに相談員がお答えします。
※ご相談者多数の場合には、お待ちいただくことがございます。
※対象要件などの詳細については、コールセンターやホームページでご確認いただけます。

6月12日（金）13日（土）10:00～18:00
久慈市文化会館アンバーホール 第3会議室

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の保有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に住宅を新築・購入、または、補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当の給付（最大90万円／建築・購入の場合）が受けられる制度です。

【問い合わせ先】

- 住まいの復興給付金事務局コールセンター
受付時間 9:00～17:00
フリーダイヤル（☎0120-250-460）
つながらない場合（☎022-745-0420）＜有料＞
- 住まいの復興給付金事務局ホームページ
<http://fukko-kyufu.jp>

協働参画地域づくり チャレンジ事業を募集します

町では、協働参画による地域づくりを推進していくため、「協働参画地域づくりチャレンジ事業」を実施しています。

豊かで住みよい活力ある地域づくりのため、行政区、町内会、自治会及び団体などが自主的かつ主体的に取り組む事業に対して支援金を交付する制度です。

今年度において、行政区、町内会、自治会及び団体等などで「地域づくり活動計画」を策定し、計画を実施する団体などを対象に募集します。

詳しくは、役場総務課企画グループまでお問い合わせください。

【対象事業】行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

【対象経費】事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を控除した額

【交付額】対象経費の2分の1以内
（上限額：1事業あたり50万円）

【申込期間】6月1日（月）～6月30日（火）

多面的機能支払交付金制度について

【問い合わせ先】産業振興課
農政企画グループ（☎46-4739）

「多面的機能支払交付金制度」とは、農地法面の草刈や水路の泥上げ、農道の砂利補修など、農地・農業用施設の保全管理活動を国、県、町が法律に基づき支援する制度です。
興味を持たれた方や活動に取り組みたいという方は産業振興課までお問い合わせください。

- 【対象組織】①農業者のみで構成される活動組織
②農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織
- 【対象農地】農振農用地であり、活動期間中は農地転用を行わない農地
- 【活動期間】原則5年間
- 【申請期限】6月30日（火）まで
- 【その他】この制度は組織を対象としていますので、個人では申し込みいただけません。

【補助金の額】 (10aあたり)			
事業種目	田	畑	草地
農地維持支払交付金	3,000円	2,000円	250円
資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	2,400円以内	1,440円以内	240円以内
資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	4,400円以内	2,000円以内	400円以内

6月1日は人権擁護委員の日です 人権相談所を開設します

身近な悩み事についての相談を、人権擁護委員がお受けします。
相談は無料、事前予約は要りませんので、お気軽にご相談ください。



- 相談内容
夫婦間・親子間のいざこざ、近隣のもめ事、老人・子どもの虐待、いじめ・体罰、差別問題、騒音・悪臭などの問題、登記、境界争い、相続、戸籍、地代・家賃にからむ供託など
- 開設日・地区（相談時間）10:00～15:00
6月1日（月）久慈市、洋野町、九戸村、野田村
2日（火）軽米中央公民館、二戸市、一戸町
3日（水）二戸市

※どの地区でも相談できます。詳しい会場についてはお問い合わせください。

【問い合わせ先】
盛岡地方法務局二戸支局（☎25-4811）
町民生活課総合窓口グループ（☎46-4735）

作品募集！二戸地域ふくしアート展

二戸地域にお住まいの障がいをお持ちの方々が、趣味・創作活動により制作した作品展を毎月開催しています。随時作品の募集もしています。趣味や創作活動による作品を発表してみませんか？多くの皆様の参加をお待ちしています。（作者の名前の公表はご本人の希望によります。）

- 【開催日時】毎月下旬。10日間程。
- 【展示場所】二戸地区合同庁舎1階県民ホール
- 【出展対象者】二戸地域にお住まいの障がいをお持ちの方や福祉制度を利用されている方と、そのご家族。
- 【その他】常時、申込みを受け付けています。作品の搬入・搬出はお手伝いいたします。詳細につきましては、お問い合わせください。

【問い合わせ・申し込み先】
県北広域振興局 保健福祉環境部
二戸保健福祉環境センター 福祉課
(☎23-9202)

5回
開催

国立宮古海上技術短期大学校 オープンキャンパス

- 日時
- <見学型> 6月13日（土）13:00～15:00
9月23日（水） ”
- <体験型> 7月4日（土）10:00～14:00
7月25日（土） ”
9月5日（土） ”

■学校説明会 6月20日（土）KKRホテル仙台
申し込み方法については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
独立行政法人 海技教育機構
国立宮古海上技術短期大学校
〒027-0024 岩手県宮古市磯鶏2-5-10
(☎0193-62-5316)
FAX: 0193-62-5440
URL: <http://www.miyako.mtea.ac.jp>
メール: miyako-info@mtea.ac.jp

富士山・青少年国際交流キャンプ

- 期間: 8月3日（月）～8月6日（木）3泊4日
場所: 静岡県立朝霧野外活動センター
定員: 日本人80名 外国人20名
対象: 小学3年生～中学3年生
内容: 富士登山、テント設営&生活体験、野外炊飯体験など
締切: 7月10日（金）
説明会: 6月28日（日）15:30～16:30
仙台市情報・産業プラザ（☎022-724-1200）
他、全国12ヶ所で実施しています。（※無料）
※詳しくはホームページまたは資料請求を。

【お問い合わせ・資料請求先】
公益財団法人 国際青少年研修協会
〒141-0031 東京都品川区
西五反田7-15-4 第三花田ビル4階
(☎03-6417-9721)
メール: info@kskk.or.jp
【ホームページ】 <http://www.kskk.or.jp>